

## 5 まとめ

これまでの検討では、今後の法的紛争一般の動向として、法的紛争の顕在化・増加や複雑化・多様化・先鋭化が進むことが見込まれることを前提に、発生する紛争をいかにして社会全体で効果的に解決していくかという観点から、ADRや保険制度に着目しつつ、裁判外での紛争処理の全般的な状況を概観した。さらに、紛争類型別の検討として、裁判外での紛争予防ないし解決のための取組や制度等について、近時、大きな発展が見られた医事紛争及び建築紛争の分野と、少子高齢化の影響を大きく受け、紛争の増加が見込まれる中で、遺言等の活用が浸透しつつある遺産紛争について掘り下げた検討を行なったところである。

ところで、真に実効性あるものとして裁判の適正・充実・迅速化を推進し、適切かつ迅速に国民の権利を実現するには、紛争の予防ないし迅速な解決が可能となる様々な仕組みや制度等が社会内に整備され、訴訟によるまでもなく予防ないし解決が可能な紛争については、社会内の制度等の枠組みの中で予防ないし解決が図られ、裁判所は、適正・充実を前提とする迅速な裁判によって質の高い判断を示すという役割を果たすといった役割分担が機能することが適切と考えられる。

このような観点を踏まえれば、基盤整備法としての性格を有している迅速化法の目的を実現するには、紛争全般に視野を広げ、これまで検討してきた法的紛争の動向や裁判外の制度等全般の整備状況も踏まえた上で、裁判所の果たすべき役割を明らかにする必要があると考えられ、検証検討会においても、紛争類型別の検討を踏まえた上で、紛争予防ないし解決のための制度等全般を視野に入れた議論が行われたところである。そこで、これまでの検討の総括として、迅速化法が基盤整備法としての性格を有していることを踏まえて、今後の裁判所が果たすべき役割について、若干の整理・分析を加えることとしたい。

### 裁判外の紛争解決制度の現状とその形成過程

法的紛争一般の動向としては、これまで潜在化していた紛争が法的紛争として顕在化し、法的紛争が増加するとともに、法的紛争の質が複雑化・多様化し、事案によっては先鋭化していくことが見込まれるところであるが、こうした紛争を社会全体で適切に処理するには、紛争を予防し又は解決するための裁判外の制度等が機能し、裁判所との間で適切な役割分担を果たすことが望まれる。

ところで、既に見たとおり、民事紛争については、紛争一般を対象とする民間型ADRは低調といわざるを得ないが、個別分野においては、古くは、交通紛争や公害紛争の分野で裁判外の制度等が整備され、近時は、金融ADRや紛争類型別の分析で見た医事、建築などの専門性の高い分野や行政との関わりが強い分野などで、法整備も含めた紛争処理制度の整備が進められ、利用されてきている。

そこで、比較的利用されているADR（司法型ADRを除く。）の形成過程について見ると、それらは自然発生的に形成されてきたものではなく、その背景として、社会の変化を背景にある分野における訴訟件数が増加するなどして当該分野が法的紛争についての問題領域として認識される中で、社会の耳目を集めるような事件の発生などを契機に世論が喚起され、あるいは、裁判例の蓄積がされて紛争解決の方向性が明確化されるなどして、紛争を予防ないし解決するための裁判外の制度等が形成されてきた例が多いように思われる。そして、その過程においては、まず、当該分野における様々な争点についての裁判所の判断を通して、紛争処理の一定の基準や処理モデルなどが形成され、これを制度整備の背景としつつ、弁護士をはじめとする法曹、当該分野における専門家集団、当該分野を活動領域とする業界、これを所管する行政庁等といった様々な関係者の努力によって具体的な制度が形成されてきているということが出来る。既に見たフランスやドイツにおける医事紛争の裁判外紛争解決制度も、これと多少類似した過程を経て形成されてきたものであり、制度創設後、多数の事件を処理するなど、

特定分野の紛争解決に当たって非常に大きな役割を果たしていることがうかがわれる。我が国においては、アメリカのように民事訴訟手続の構造を背景にして紛争一般についてADRが発達し、利用されるようになるとは必ずしも考えにくいところであるが、上記のとおり、専門性の高い分野などでは発達の素地があるということができ、今後、このような分野でADRが整備されていき、ADRならではの役割を果たすことが期待される。

また、保険について見ると、フランスでは立法により建築についての義務的保険制度が導入されて、建築紛争の解決に大きな影響を与えていることがうかがわれるが、我が国においても、近時、建築について保険等による資力確保措置が義務付けられたところであり、影響が注目される。立法により義務化された保険に限らず、諸外国では我が国以上に様々な保険が普及し、法的紛争の解決に大きな役割を果たしていることがうかがわれるが、我が国においても、紛争解決の合理化という観点から今後の保険の普及が期待されることである。

#### 裁判所の役割

上記のとおり、ADRを含む社会内の紛争解決制度が各分野において形成されるに当たっては、裁判所における判断の蓄積が背景になると考えられるが、一般的にいつても、このような分野における紛争は、社会的な関心が高く、裁判所にとっても新しくかつ影響の大きな判断を求められることが多いということができ、その処理には相当程度の負担を要することになるのが通常であろう。裁判所としては、紛争解決制度形成の土壌を耕すという意味においても、このような紛争について質の高い審理及び判断を行うことが求められることになるが、ある分野においてこのような制度が創設された後も、当該分野における新たな問題について質の高い判断を示していくことによって当該制度運用に資する基準を提供するとともに、当該制度によっては解決が困難な争訟性の高い事件や複雑困難な事件などを適切に解決していくことが求められることになろう。このような形で社会内の紛争解決制度と裁判手続が適切に役割分担をしていくことにより、紛争の性質や規模に応じた適切かつ迅速な解決が図られることが期待される。

ところで、法的紛争一般の動向として潜在化していた紛争が顕在化していく方向にあるとすると、今後、生活紛争を中心とした比較的小規模な紛争が増加することが予想され、こうした紛争についてもADRが広く解決することが望まれるといえるが、先にも見たとおり、一般的な民事紛争を対象とする民間・行政型ADRが、今後、飛躍的に発展するとは直ちには考えにくいのが現状であるから、裁判所としても、こうした紛争の増加への対応が必要となることが想定される。そして、このような比較的小規模な紛争解決ニーズを吸収する手続として、民事調停の役割が重要になるものと考えられるのであり、その一層の充実が求められよう。

また、家事紛争については、今後、高齢化の進行や死亡者数の増加によって事件数が増加し、また、事件の質も複雑化・先鋭化することが見込まれるところ、裁判外の制度等が直ちに拡充する状況にはなく、家庭裁判所が紛争解決の中核的な役割を担い続けることが見込まれるのであり、今後、増大した紛争が家事調停ないし審判に集中することも十分に予想されることである。特に、遺産紛争については、他の紛争類型以上に少子高齢化を中心とする社会の変容の影響を受け、紛争の増加圧力が強まっていくことが予想されるのであり、遺言等が適切に活用されることで紛争の予防ないし複雑化・先鋭化の防止が図られることが望まれるが、その普及はいまだ途上にあるところであり、家事調停を中心とする家庭裁判所の事件処理の負担が、今後、増大していくことは避けられないものといえよう。

第4回報告書では、長期化要因を解消し裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策を総合的に検討し、制度・運用面の施策と態勢面の施策について一定の取りまとめを行ったところであるが、裁判所においては、通用力のある質の高い判断を迅速に提供するためにも、また、法的に顕在化した紛争が裁判所にも相当数持ち込まれる可能性がある中で、将来の事件動向に対応していくためにも、運用改善の努力を継続することはもとより、裁判所の運用を支える制度面の施策の実現や、弁護士をはじめとする関係者の更なる努力が望まれよう。また、裁判所の基盤整備を含めた態勢面の施策も着実に実現していく必要があると考えられる。

<「まとめ」の概要>

